

宝塚市立看護専門学校教育用システム利用要綱

令和 8 年 4 月 1 日

(2026 年)

(趣旨)

第1条 本要綱は、宝塚市立看護専門学校（以下「本学」という。）における教育に供するために運用管理する宝塚市立看護専門学校教育用システム（以下「システム」という。）に関し必要な事項を定める。

(利用の原則)

第2条 システムの利用は、本学における教育上必要と認められるものに限り、利用に当たっては、宝塚市立看護専門学校教育用システムセキュリティポリシーを遵守するものとする。

(システムの利用者)

第3条 システムの利用対象者（以下利用者という。）は、次の各号に該当するものとする。

- 1 本学に在籍する学生
- 2 本学の教職員
- 3 非常勤講師
- 4 その他学校長が適当であると認めた者

(利用者の義務)

第4条 利用者は、学内外に対して、情報セキュリティを損ねる行為をしてはならない。なお、利用者自らが直接管理する情報資産については、各利用者がそのセキュリティに関する責任を負うものとする。

(管理組織)

第5条 システムの運用、保守、安全上必要がある場合には、次の各号の措置を実行する。なお、特に急を要する場合には、利用者に通知なしに実行できるものとする。

- 1 システムの停止
- 2 システムへの接続遮断
- 3 システム又は実行中のジョブの中止
- 4 作業領域等に存在する利用者のデータ削除
- 5 通信記録取得
- 6 緊急時又は本要綱その他関係要領に違反もしくは不適切なシステムの利用があったときのアカウントロック
- 7 その他運用上必要な措置

(システムの利用)

第6条 システムの利用に当たっては、セキュリティ担保の目的で使用できるデバイスを限定するため、申請によりアカウントの交付を受けるものとする。

- 2 学生は、学内 PC と登録する各自のデバイス1台でのみ使用できる。

(アカウントの有効期間)

第7条 アカウントの有効期間は、その身分、利用要件を有している間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学校長が特に必要と認めた場合は、至急に利用停止又は削除処理を行う。

(利用の制限)

第8条 システムを利用する者(以下「利用者」という。)は、アカウント、パスワードその他認証情報を第2条に掲げる目的以外に使用し、又は第三者に使用させ、若しくは譲渡してはならず、また、他のシステムにおいて同一パスワードの使い回しをしてはならない。

(改善命令システム利用の停止等)

第9条 学校長は、利用者がこの要綱に違反し、システムの運用に支障をきたし、又は第三者に迷惑となる行動をしているときは、その利用者に対し利用方法を改めるよう命ずることができる。

- 2 学校長は、利用者が前項の命令に従わなかった場合は、承認の取り消しを予告し、それでもなお命令に従わなかった場合は承認を取り消し、又は利用を停止した理由を示し、その利用者に意見を述べる機会を与えるものとする。

- 3 学校長は第1項の利用者のシステムの運用に重大な支障をきたす緊急の場合は、直ちにその理由を停止することができる。この場合において、学校長は、事後に利用者に対し停止した理由を示し、その利用者に意見を述べる機会を与えるものとする。

(利用の報告及び調査)

第10条 学校長は、必要と認めるときは、利用者に利用状況等について報告を求めることができる。

- 2 学校長は前項の利用状況等の調査を行うことができる。

(違反者の措置)

第11条 利用者が、本ポリシーに違反した場合には、宝塚市立看護専門学校懲戒規定に基づき必要な処分を行うことがある。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、システムの利用に関し必要な事項は、教務会議、運営会議の議を経て別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。